

尼崎市立下坂部小学校建替整備事業
用語の定義

尼 崎 市

令和7年1月20日

実施方針及び要求水準書（案）において使用する用語の定義は、次のとおり。

あ 行	SPC	会社法(平成 17 年法律第 86 号)の株式会社として設立し、本事業を実施するための特別目的会社をいう。
か 行	改築	既存建築物の全部又は一部を除却した後、引き続いてこれと用途、規模及び構造の著しく異なる建築物の建築をいう。
	学校専用ゾーン	地域開放を予定しない普通教室や特別支援学級、特別教室等のほか、職員室等の管理諸室をいう。
	完成図書	事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類をいう。
	供用開始	本施設の一部又は全部の供用を開始することをいう。
さ 行	市	尼崎市をいう。
	事業契約	工事（設計・施工一括）請負契約をいう。
	事業予定地	本事業の整備対象施設である現尼崎市立下坂部小学校（以下、「下坂部小学校」という。）が立地する敷地（兵庫県尼崎市下坂部 1 丁目 12 番 1 号）を指す。
	実施方針等	令和 7 年 1 月 20 日に公表された、「尼崎市立下坂部小学校建替整備事業」の実施方針、要求水準書（案）、審査基準書（案）及びこれらに付帯する資料の一切をいう。
	児童ホームゾーン	児童ホーム及びこどもクラブを整備する区画をいう。
	児童ホーム利用者	児童ホーム及びこどもクラブを利用する児童及び保護者をいう。
	新校舎	本事業において整備する下坂部小学校の校舎をいう。
	新築	建築物がなかった土地での建築又は既存建築物の全部を除却した土地での建築物の建築をいう。
	施工計画書	事業者が作成する本施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類をいう。
	設計図書	要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
	選定委員会	応募者から提出された提案書の内容等を評価するため、学識経験者で構成された「尼崎市立下坂部小学校建替整備事業 DB 事業者選定委員会」をいう。
た 行	地域開放ゾーン	地域開放を想定する地域コミュニティスペースや一部諸室をいう。
	地域開放利用者	地域開放ゾーンを利用する児童、保護者、来訪者等をいう。
は 行	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象若しくは疫病のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（募集要項等及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。

は 行	法令	法律、政令、省令、条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
	募集要項等	令和7年4月に公表予定の、「尼崎市立下坂部小学校建替整備事業」の募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）、設計施工一括契約書（案）及びこれらに付帯する資料の一切をいう。
	本施設	本事業において整備対象である施設をいう。なお整備対象施設は以下の通り。 ① 下坂部小学校の新校舎 ② 体育館（アリーナ、舞台、体育館倉庫、その他諸室） ③ 給食室 ④ グラウンド（体育倉庫、ナイター照明、防球フェンス、遊具） ⑤ 屋外付帯施設（ゴミ置き場、危険物倉庫） ⑥ グリーンワールド（畑、緑地） ⑦ 外構（駐輪場、駐車スペース、植栽、防砂ネット、フェンス等） ⑧ 児童ホーム ⑨ こどもクラブ
ら 行	利用者	本施設を利用する児童、職員、保護者、来訪者、従事者等の関係者をいう。